

# 都市計画審議会委員を 募集します

安全で快適な魅力あふれるまちづくりの実現に向けて、まちづくりのためのルールを総合的に定める都市計画審議会の委員に、区民の方を公募いたします。

○ 都市計画審議会とは、

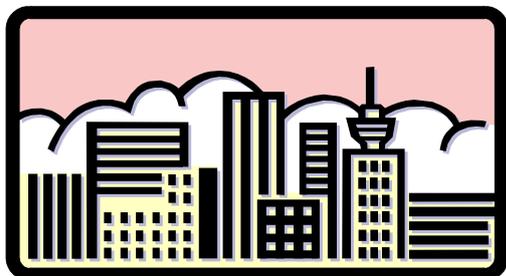
区長の諮問に応じて、都市計画等に関する重要事項について審議する機関です。都市計画は、文化的で機能的なまちにするためのルールを総合的に定めて、都市の将来の姿を決定するものです。そのため、都市計画を定めるときには、学識経験者、区議会議員、関係行政機関の職員、区内関係団体の推薦による者及び公募区民から構成する都市計画審議会にて、調査審議を経て、決定することになっています。

●委員の仕事

区長から諮問された都市計画等に関する重要事項について、都市計画審議会に出席し、審議します。（任期＝令和7年10月1日より2年間）

●会議の開催回数

案件がある場合に、年に3回程度



◎ お申込み・お問い合わせ先

都市計画部 都市計画課 庶務担当

〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21

文京シビックセンター18階

電話 5803-1234

FAX 5803-1358

メールアドレス

b400300@city.bunkyo.lg.jp

裏面もご覧ください ⇨

## 1 応募対象者

応募時において満18歳以上の区内在住者

(区職員、区議会議員および委嘱の日に区の審議会等の委員に2つ以上在籍している方を除く)

## 2 任期及び報酬

令和7年10月1日から令和9年9月30日(2年間)

会議出席1回(概ね2時間以内)につき、2,000円

## 3 募集人数

3名以内

## 4 申込方法

都市計画審議会区民公募委員申込書に必要事項を記入し、作文「都市計画についての私の意見」(800字程度・任意様式)を添えて、下記へ持参、郵送、FAX、メールで申し込み。

※ 申込書は、文京シビックセンター1階パンフレット台、2階行政情報センター、18階都市計画課、地域活動センターで配布しているほか、文京区ホームページからもダウンロードできます。

※ 情報公開請求があった場合には、委員となった方の作文は、氏名を入れて公開の対象となります。なお、区民公募委員とならなかった方の作文は本人に返却します。(電子データについては削除します。)

※ 郵送の場合は、封筒に「公募委員申し込み」と明記してください。

※ FAXによる申し込みの場合は、受信確認のため、お手数ですが送信後に電話連絡をしていただきますようお願いいたします。

※ 申込書の連絡先は、日中連絡がとれる電話番号等を記入してください。

## 5 締切

令和7年7月9日(水)必着

(郵送の場合は、7月9日(水)必着、FAX及びメールの場合は、7月9日(水)付で受信したものを有効とします。)

## 6 選考方法

書類審査による一次選考後、書類選考を通過した方を対象に、面接により二次選考を行います。\*面接の詳細については、対象者に別途、通知します。

## ◎ お申込み・お問い合わせ先

都市計画部 都市計画課 庶務担当

〒112-8555

東京都文京区春日1-16-21

(文京シビックセンター18階)

電話 5803-1234

FAX 5803-1358

メールアドレス b400300@city.bunkyo.lg.jp



(文京区ホームページ)